

## 原発メーカー訴訟原告団 第3回総会 議案書(案)

2/24の総会にお持ちください!

日時：2019年2月24日(日) 13:30~15:30

場所：東京ウィメンズプラザ視聴覚室C

- |  |                   |          |
|--|-------------------|----------|
| 1. 開会宣言                                |                   | 司会       |
| 2. 組織                                  |                   | 司会       |
| 議長選任                                   |                   |          |
| 書記選任                                   |                   |          |
| 総会成立確認(出席者に総会委任状を加えた数が会員数の5分の1を超えているか) |                   |          |
| 議事日程確認                                 |                   |          |
| 3. 議事                                  |                   | 議長       |
| 第1号議案                                  | 活動報告              | 大久保徹夫    |
| 第2号議案                                  | 会計報告              | 及川譲詞     |
| 第3号議案                                  | 最高裁への上告の状況        | 弁護団      |
| 第4号議案                                  | 今後の活動計画           | 弁護団・世話人会 |
| 第5号議案                                  | 予算案               | 及川譲詞     |
| 第6号議案                                  | 最高裁判決が下った場合の方向性   |          |
| 第7号議案                                  | 世話人代表・会計世話人選挙について |          |
| 第8号議案                                  | 議事録承認に関する件        | 書記       |
| 4. 閉会宣言                                |                   | 議長       |

### 【第1号議案】 活動報告

#### (1) 全般的活動

- ・活動期間 2017. 11. 1-2018. 10. 31 世話人会は9月を除き毎月開催しました。
- ・2017. 12. 8 (金) 控訴審判決期日 控訴棄却となった。
- ・2018. 2. 3 (土) 第2回総会
  - ・弁護団から2017年12月21日に最高裁に上告した事が報告された。
  - ・主要な争点はノー・ニュークス権のほか、憲法29条2項違反および債権者代位権(民法423条)における無資力要件の要否です。
  - ・ノー・ニュークス権について控訴審判決では「ノー・ニュークス権は・・・社会的にみても権利として確立しているということとはできない」としました。
  - ・多くの方が「放射能に対する不安」を覚えているにも拘わらず、それが「人権」の一部であるという認識がない事がその背景にあり、これを社会に広める工夫と行動が大切であるとなりました。
- ・2018. 3. 9 (金) 文京区区民センター FoE Japan 主催のシンポジウム
  - ・「国際シンポジウム：3・11を忘れない～核なき未来へ向けて」へ協賛団体として参加。展示机をいただき、幟をたて、グッズ販売、リーフレット配布
- ・2018. 3. 11 (日) 3・11 原発ゼロへのカウントダウン in 川崎集会
  - ・詳細は原告団・弁護団通信13号を参照願います。

- ・ 2018. 3. 21 (祝・水) さようなら原発全国集会 @代々木公園参加
  - ・ 今回からブースを確保してアピールすることにした。当日は風とみぞれが酷かったが参加者はまずまずであり、チラシ配り、グッズ販売、署名活動などを実施。
- ・ 2018. 4. 21 (土)
  - ・ アースデー2018 (4/21~22 @代々木公園) でのリーフレット配布
- ・ 2018. 4. 28 (土) トモダチ作戦訴訟の状況把握
  - ・ 米国サンディエゴ連邦地裁にトモダチ作戦で被曝した米兵ら 400 名強が東電、エバスコ、GE、東芝、日立を被告として 2014 年に訴状を提出した。この訴訟の原告・弁護団を支援している呉東弁護士、エイミー辻本さんの講演会があり、現地の状況把握をした。
 

既に 13 名が被曝により死亡し、41 名が死に向かっている状況。また第 1 回めの法廷が 2019 年 5 月ごろに期日を迎えるとのことであった。先方の米国弁護団にこちらで保有している原発メーカーの問題点を示す準備書面 (英文) を送り、感謝された。
- ・ 2018. 5. 31 (木) 日立本社前、経団連会館前でのアピール
  - ・ 日立の原発英国輸出反対のアピールを日立本社前と日立の中西会長が同日、経団連総会で経団連会長に就任するので、経団連前でもアピールした。ビラを受け取ってくれる人、賛同の応援メッセージをくれる方もおられた。
- ・ 2018. 6. 20 (水) 日立株主総会前アピール (原告団・弁護団通信 13 号参照)
  - ・ 当日は雨だったが、参加者へのチラシ配りは割合好調。500 枚くらい配布。
- ・ 2018. 6. 25 (月) 最高裁へ第 1 回要望書提出
  - ・ 「原賠法の立法事実と現状の乖離について」のタイトルで原賠法第 1 条 (目的) にある『原子力事業の健全な発達を図る』事は現状と乖離しており存在意義を失っている。また、損害賠償責任集中及び製造物責任法非適用は誤りである事を数点の事実を示して主張した。
- ・ 2018. 8. 18 (土) ノー・ニュークスライブ実施
  - ・ ノー・ニュークスライブをドリアン助川さんをゲストに渋谷 LOFT 9 で開催した。参加者約 120 名、脱原発運動関係者：約 3 割。盛会であった。
- ・ 2018. 8. 28 (火) 原賠法改正案へのパブコメ提出
  - ・ 文科省／内閣府・経産省が関わる検討委員会が 5 年を掛けて検討した結果が賠償額を含め殆ど改正されない状況であることが判明し、「原告団」名で「基本的考え方」「原子力事業者への性人集中について」「求償権の制限について」「第 1 条目的について」の 4 点についてコメントを提出した。
- ・ 2018. 9
  - ・ 「もっかい事故調」と共同で GE のマーク I 技術者であるブライデンボー氏を日本に招致した講演会を実施する活動を始めた。
- ・ 2018. 9. 17 (祝・月) さようなら原発全国集会 @代々木公園参加
  - ・ ブース確保してチラシ配布し、多くの方々が寄ってくださりアピール効果大。
- ・ 2018. 10. 1 (月) 最高裁へ第 2 回要望書提出
  - ・ 木村結氏から「日本と原発」「日本と再生」計 4 本のビデオを調査員に提供するように依頼した。その趣旨は調査員氏に原発問題の全容を理解していただくため。各参加者から原発メーカーの責任について感じていることを縷々述べていただいた。
- ・ 2018. 10. 26 (金) インド・英国への原発輸出反対院内集会

- ・外務省、経産省、内閣府、NEXIの担当者を招いて質疑応答を実施した。インドへの原発輸出時に問題となる可能性のあるインド原賠法について日印の作業部会が既に2回開催されており、メーカーも参加している。これについて質したが要領を得なかった。

## 【第2号議案】 会計報告

### 収支総括表

2017年11月1日～2018年10月31日

科 目	収入金額	支出金額	科 目
①繰越現金預金	¥803,002		2017/10/31の繰越金
②訴訟支援カンパ金	¥809,783	¥401,770	①通信費、ネット利用費、交通費、総会費用、報告集会費
③缶バッチ販売	¥1,900	¥139,514	②弁護団諸経費、控訴費用、意見書依頼費
④使用先指定カンパ	¥0	¥146,116	③宣伝活動費
⑤受取利息	¥12	¥3,000	④他団体の活動への協賛費
⑥今期の収入(②+③+④+⑤)	¥811,695	¥690,400	⑤今期の支出(①+②+③+④)
合計(①+⑥)	¥1,614,697	¥690,400	次年度繰越金 <b>¥924,297</b>

### 1. 収支報告

【収入の部】				
科 目	決算	予算	執行率	備 考
繰越現金預金	¥803,002	¥803,002	100.0%	2017/10/31の繰越金
訴訟支援カンパ金(以下内訳)	¥809,783	¥910,000	89.0%	2017/11/1～2018/10/31に頂いたカンパ金(以下内訳)
(振替口座へのカンパ)	¥656,000	¥700,000	93.7%	159名の方よりカンパ。5名は支援者の方。
(総合口座へのカンパ)	¥59,000	¥10,000	590.0%	9名の方よりカンパ。1名は支援者の方。
(手渡しカンパ)	¥94,783	¥200,000	47.4%	報告集会、上映会等の会場でいただいた。
缶バッチ販売	¥1,900	¥15,000	12.7%	計画 80個販売 結果 バッチ7個 鉢巻 6本
使用先指定カンパ	¥0	¥15,000	0.0%	反原発の意見広告運動、インド原発輸出反対運動、等
受取利息	¥12	¥6	200.0%	総合口座分 4月と10月に各6円
合計	¥1,614,697	¥1,743,008	92.6%	

【支出の部】				
科 目	決算	予算	執行率	備 考
弁護団・原告団通信費(国内)	¥287,886	¥498,000	57.8%	1300名の国内原告、支援者への通信費(166千円×4回) *2017/11/10通信12号1265通発送、1/17総会案内1200通発送
弁護団・原告団通信費(海外)	¥0	¥112,000	0.0%	メールアドレスなし海外原告1600名への通信費(112千円×1回) エアメールハガキ1回分
総会開催費	¥7,810	¥15,000	52.1%	会場費と交流会での茶菓費用 2/3第2回総会開催
ネット利用管理費	¥25,428	¥25,428	100.0%	HP用¥3,240円 メール配信用¥22,188(内216円は振込料)
訴訟報告会等ビデオアップ費	¥20,000	¥60,000	33.3%	20千円×3回(ユーブラン様へのネットUP謝礼)の計画 12/8控訴審判決を取材いただいた 20千円×1回(ユーブラン様へのネットUP謝礼)
弁護団事務諸経費	¥139,514	¥150,000	93.0%	1万円×12+3万円、法律事務所利用費、上告費用等 最高裁への上告費用19,514円でした。
専門家へのヒアリング費	¥0	¥120,000	0.0%	40千円×3回交通費(聞き取り者分含む)及び謝礼

専門家への意見書作成依頼費	¥0	¥300,000	0.0%	100千円×3名 謝礼
交通費	¥59,346	¥100,000	59.3%	20千円×5回 *公用での長距離移動の交通費(緊急時のタクシー利用可) 12/8 福井⇄東京 3/10 金沢⇄東京
書籍費用	¥0	¥50,000	0.0%	訴訟での証拠物件用書籍購入費(10冊×5千円) 結果一使用せず
他団体の活動への参加費	¥0	¥15,000	0.0%	5千円×3回。その都度カンパを集め賄う。
< メーカー訴訟・ノーニュークス 権の宣伝活動> 以下内訳				
リーフレット作成	¥64,616	¥97,870	66.0%	A4 3折り6ページ1.5万部 *プリントバック価格 3/2 1万枚作成 デザイン料32616円
イベント主催費	¥55,500	¥100,000	55.5%	講演会(謝礼50千円以下の講師)を主催。上映会を主催。各1回実施の計画。告知チラシの作成費含む。8/18LOFT9でイベント ドリアン助川とピクルス田村、島キクジロウ&NO NUKES RIGHTS チラシ3000枚5500円
イベント参加費	¥26,000	¥15,000	173.3%	各種イベントに団体としてブースを開く。イベントプログラムに団体名を載せてもらう。イベント会場でリーフレット配布。3/11川崎原発ゼロ 3/21と9/17代々木さよなら原発に出店
アメリカでの原発メーカー訴訟 2件への協力費	¥0	¥15,000	0.0%	
本訴訟の目的に合致する他団体と 連携/協力を図る。	¥3,000	¥15,000	20.0%	他団体主催のイベントへの参加等 3/9FOE ジャパン主催の国際シンポジウムに協賛団体として参加。
予備費	¥1,300	¥20,000	6.5%	12/8 判決骨子解説文コピー代
合計	¥690,400	¥1,708,298	40.4%	次期への繰越残高は ¥924,297

\*今期は繰越残高34,710円の予算だったが、予算の40.4%しか使わなかった為、924,297円の繰越になりました。

#### (4) 監査報告

### 第2期会計監査報告書

2019年1月9日

原発メーカー訴訟規約第14条第2項に基づき、2017年11月1日から2018年10月31日までの会計監査を実施し、その結果について下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1、実施した調査の概要

2019年1月7日に会計担当より会計帳簿、通帳、領収書、残高等の資料の説明を受けると共に提供いただき、2019年1月9日までの期間で監査を行いました。


#### 2、監査についての意見

諸帳簿、証拠書類、通帳等を調査した結果、計数に違算はなく適正に執行されていると認めます。

#### 3、監査意見

突然の任務承諾により3回総会まで、監査時間は不十分と思いつ無理を承知で引き受けました。全資料を照らし合せた結果、正しく明瞭に処理されてました。

会計監査人

小西辰男 

**【第3号議案】最高裁への上告状況報告**

(弁護団弁護士 吉田 理人)

- ・原発メーカー訴訟は、2017年12月8日、東京高等裁判所にて原告の控訴を棄却する判決が下されました。このため、弁護団は2017年12月21日、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行いました。そして、2018年3月2日、上告理由書及び上告受理申立理由書を最高裁判所に提出しました。
- ・上告審において最高裁判所が審理をするのは、憲法に違反する場合など特別な場合に限定されます（民事訴訟法312条1項）。原発メーカー訴訟では、原賠法が憲法に違反するものであるという主張を当初より行っていますので、上告理由書にて改めて憲法違反の主張を行っています。原賠法が、ノー・ニュークス権に違反するものであること、憲法29条2項の財産権を侵害するものであることなどを重ねて主張しました。さらに、判決に理由が付されていない場合についても上告ができることになっています（民事訴訟法312条2項6号）。高等裁判所の判決は、中身がなく、原告の請求を認めないという結論を示すのみであり、実質的な理由が書かれていません。そこで、弁護団は、理由不備も上告の理由として主張しました。
- ・また、控訴審の判決に判例違反及び法令の解釈に関する重要な事項が含まれている場合には、上告受理申立てができ、裁判所が必要性を認めれば、上告審として審理・判断をすることになります（民事訴訟法318条1項）。原発メーカー訴訟では、債権者代位権を主張し、原告らが東電に代わり、東電の有する原発メーカーに対する求償権を請求しています。東京地裁及び東京高裁では、債権者代位権を行使するためには東電が無資力であることが必要とし、東電が無資力であるとは認めず、債権者代位権の主張を認めませんでした。しかし、本件について、債権者代位権の行使にあたり無資力であることが必要か、また必要だとして無資力とは何を意味するかは、民法の解釈上問題となるところです。そこで、この債権者代位権の解釈上の問題などを取り上げ、上告申立てに加えて、上告受理申立てを行い、東京地裁及び東京高裁の判断が法令の解釈に関する重要な事項が含まれているものとして、最高裁で審理を行うよう主張しました。
- ・最高裁判所では、弁論期日が開かれず、突然判決が示されることがあります。そこで、慎重な審理、判断を促すために、上告理由書及び上告受理申立理由書の提出後も、2018年8月23日、財産権侵害の主張を補充する上告理由補充書を提出しました。さらに、2018年10月19日、弁護士5名と原告の方々とともに、最高裁判所を訪れ、書記官に対し、本件訴訟の意義を改めて説明するとともに、安易な判断を行うことなく、最高裁判所の言葉で適切に判断をしてほしいと伝えました。
- ・最高裁判所への上告申立て及び上告受理申立てから既に1年が経過しており、最高裁判所の判断が近いうちに示される可能性もあります。弁護団では、最高裁が安易な判断をしないように、補充書面の提出や書記官への要請行動を引き続き検討していきます。

**【第4号議案】今後の活動計画**

- ・最高裁への要請を随時実施する

最高裁へ上告中ですが、昨年度同様に、私たちの主張・熱意を審査している調査員に伝えるために、随時、視点を変えて最高裁に要請を続けます。

- ・ノー・ニュークスライブ支援

代理人共同代表である島昭宏弁護士（島キクジロウ）のノー・ニュークスライブを支援していきます。

- ・ブライデンボープロジェクトの推進

「もっかい事故調」と私たちの共同プロジェクトとして昨年から進みつつある「ブライデンボープロジェクト」を推進します。

デール・ブライデンボー氏は福島第一原発（BWRマークⅠ型）が建設された1960年代後半から70年代に掛けて、GE製BWR原発の建設、品質保証、クレーム処理、などの責任者として活動されたエンジニアで、日本だけでなく世界に販売したGE製BWRのさまざまな状況を把握経験した方で、この原発の問題点を挙げ、GEトップにこれを世界に販売しないよう提言しましたが、拒絶され、GEを去った方です。

現在80代ですが、私たちとのコンタクトが進んでいます。

当時の状況を知る生き証人の彼から、さまざまな新たな情報を得ることで、今後の原発メーカーの責任を追及する良い機会となることを期待しています。

そのために、今期はまず、メールのやり取りから始めて、種々の情報を得、結果的に日本向けのセミナーを開催できることを期待します。

その推進のためにいくらかの予算を計上したいと思いますが、本格的なセミナー開催になった場合はクラウドファンディング等も活用したいと考えています。

- ・春夏のイベントへの参加(さよなら原発全国集会、憲法集会、etc)

従来から継続している、イベントへ参加し、私たちの主張、ノー・ニュークス権を伝える活動をしてゆきます。

## 【第5号議案】 予算案

### 第3期 予算書 (案)

#### [1] 一般会計収支

2018年11月1日～2019年10月31日

#### 1. 収入の部

科 目	予算	前期決算	対前年	備 考
繰越金	¥927,857	¥803,002	1.16倍	
訴訟支援カンパ金(以下内訳)	¥480,000	¥809,783	0.6倍	2018/11/1～2019/10/31のカンパ金
（振替口座へのカンパ）	¥400,000	¥656,000	0.61倍	前期 159名 656,000円、今期 100名 400千円
（総合口座へのカンパ）	¥30,000	¥59,000	0.51倍	前期 9名 59,000円、今期 5名 30千円
（手渡しカンパ）	¥50,000	¥94,783	0.53倍	イベント会場でのカンパ等、前期 94,783円
グッズ販売	¥2,000	¥1,900	1.06倍	前期80個販売
使用先指定カンパ	¥115,000	¥0		ブライデンボー・プロジェクト活動費等
受取利息	¥6	¥12	0.5倍	普通口座残高前期より減見込み
合計	¥1,524,863	¥1,614,697	0.95倍	

## 2. 支出の部

科 目	予算	前期決算	対前年	備 考
弁護団・原告団通信費(国内)	¥400,000	¥287,886	1.39倍	1300名の国内原告、支援者への通信費(200千円×2回) *1月の通信13号と総会案内発行決定
弁護団・原告団通信費(海外)	¥112,000	¥0		メールアドレスなし海外原告1600名への通信費(112千円×1回) エアメールハガキ1回分
総会開催費	¥15,000	¥7,810		会場費等
最高裁判決の報告集会費	¥15,000	¥0		判決骨子印刷代、会場費等、記者会見も行う。
ネット利用管理費	¥25,428	¥25,428	1倍	HP用3,240円、メール配信用22,188円
訴訟報告会等ビデオアップ 費	¥40,000	¥20,000	2倍	20千円×2回(ユープラン様へのネットUP謝礼) 総会や訴訟の宣伝活動等も取材いただく
弁護団事務諸経費	¥130,000	¥139,514	0.94倍	1万円×12+1万円、事務所利用費等
最高裁への追加書面作成費 用	¥100,000	¥0		専門家へのリアリング、書籍購入、その他
交通費	¥100,000	¥59,346	1.69倍	20千円×5回 *公用での長距離移動の交通費 (緊急時のタクシー利用可)
他団体の活動への参加費	¥115,000	¥0		5千円×3回+ブライデンボープロジェクト10万 円。その都度カンパを集め賄う。ファンドの利用 も考える。
< メーカー訴訟・ノーニュークス権の宣伝活動 > 以下内訳				
リーフレット作成	¥40,000	¥64,616	0.62倍	A4 3折り6ページ1万部 *プリントパック価格 デザイン料は今回なし
イベント主催費	¥180,000	¥55,500	3.25倍	講演会(謝礼50千円以下の講師)を1回主催する。 LOFT9での島キクジロウ「ノー・ニュークスライブ」60千円×2回。告知チラシの作成費含む。
イベント参加費	¥30,000	¥26,000	1.16倍	各種イベントに団体としてブースを開く。イベント プログラムに団体名を載せてもらう。イベント 会場でリーフレット配布。
アメリカでの原発メーカー 訴訟2件への協力費	¥10,000	¥0		こちらの訴訟の訴状、意見書等の情報を提供する 等の協力を行う。
本訴訟の目的に合致する他 団体と連携/協力を図る。	¥15,000	¥3,000	5倍	他団体主催のイベントへの参加等
予備費	¥190,000	¥1,300	146.16 倍	最高裁で却下の判決が出た場合の臨時総会開催 費用等
合計	¥1,517,428	¥690,400	2.2倍	<b>次期への繰越残高は7,435円になります。</b>

## **【第6号議案】最高裁判決が下った場合の方向性**

### **【棄却判決の場合の考え方】**

- ・この場合、私たち原告と弁護団との関係は解消されるので、会の解散処理を定めた「規約第15条」に法り、世話人共同代表は、臨時総会を開催し、原告団を解散する旨と残余財産の処分案を提案します。
- ・留意点
  - 1) 棄却判決のタイミングによっては総会を開催する資力がない可能性がありその場合は往復はがき等での提案になる事をご了解願います。
  - 2) 決定内容及び決定に従って処理した結果は後日、会員のみなさまへ通知します。

### **【差し戻し審等の判決の場合】**

- ・訴訟は継続されるので、会の存続、活動を続ける。

## **【第7号議案】世話人代表・会計世話人選挙に関する件**

原発メーカー訴訟原告団総会「選挙手続き細則」に従って、世話人代表・会計世話人の選挙を行う。

## **【第8号議案】議事録承認に関する件**

本総会の議事録は書記が作成し、世話人会で確認した上で、ホームページ等で、お知らせします。